

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の 一部を改正する条例案について

1 改正の理由

滋賀県立県民交流センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例(平成 10 年滋賀県条例第 35 号)の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

全ての使用料および手数料を対象に見直しを行った前回改正(平成 31 年 10 月 1 日施行)以来、5 年が経過しようとしており、受益者負担の原則の観点から、原価計算による所要経費と現行料金との差額について、+5%の料金単価の改正を行うこととします。

3 施行期日

令和 7 年 4 月 1 日

滋賀県立県民交流センターの使用料および利用料金の上限額の改正案の概要

（滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例 別表（第5条、第14条）関係）

（1）ホールおよび練習室

(円)

区 分	現行					改正後					増減額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午後1時から 午後9時まで	午前9時から 午後9時まで
ホール	22,900	30,600	30,600	56,000	78,900	24,000	32,100	32,100	58,800	82,800	1,100	1,500	1,500	2,800	3,900
練習室	3,440	4,590	3,440	6,620	10,060	3,610	4,820	3,610	6,950	10,560	170	230	170	330	500

（2）会議室等

(円)

区 分	現行			改正後			増減額		
	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間	午前	午後	夜間
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後9時まで
大会議室	34,400	45,900	34,400	36,100	48,200	36,100	1,700	2,300	1,700
201会議室	2,680	3,570	2,680	2,810	3,750	2,810	130	180	130
202会議室	2,680	3,570	2,680	2,810	3,750	2,810	130	180	130
203会議室	4,980	6,620	4,980	5,230	6,950	5,230	250	330	250
204会議室	4,980	6,620	4,980	5,230	6,950	5,230	250	330	250
205会議室	3,440	4,590	3,440	3,610	4,820	3,610	170	230	170
206会議室	3,440	4,590	3,440	3,610	4,820	3,610	170	230	170
207会議室	7,260	9,680	7,260	7,620	10,160	7,620	360	480	360
301会議室	3,440	4,590	3,440	3,610	4,820	3,610	170	230	170
302会議室	3,440	4,590	3,440	3,610	4,820	3,610	170	230	170
303会議室	3,440	4,590	3,440	3,610	4,820	3,610	170	230	170
304会議室	3,440	4,590	3,440	3,610	4,820	3,610	170	230	170
305会議室	8,790	11,710	8,790	9,230	12,300	9,230	440	590	440
特別会議室	11,450	15,280	11,450	12,020	16,040	12,020	570	760	570
応接室	9,180	12,220	9,180	9,640	12,830	9,640	460	610	460
和室	2,680	3,570	2,680	2,810	3,750	2,810	130	180	130
茶室	3,060	4,070	3,060	3,210	4,270	3,210	150	200	150

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県立県民交流センターについて、施設の使用料の額および利用料金の上限額を改定するため、滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例（平成 10 年滋賀県条例第 35 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 使用料の額および利用料金の上限額を改定することとします。（別表関係）
- (2) この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行することとします。

滋賀県立県民交流センターの設置および管理に関する条例新旧対照表

旧						新					
本則および付則 省略						本則および付則 省略					
別表（第5条、第14条関係）						別表（第5条、第14条関係）					
1 ホール等						1 ホール等					
(1) ホールおよび練習室						(1) ホールおよび練習室					
区分	金額					区分	金額				
	午前	午後	夜間	午後・夜間	全日		午前	午後	夜間	午後・夜間	全日
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
ホール	円 22,900	円 30,600	円 30,600	円 56,000	円 78,900	ホール	円 24,000	円 32,100	円 32,100	円 58,800	円 82,800
練習室	3,440	4,590	3,440	6,620	10,060	練習室	3,610	4,820	3,610	6,950	10,560
(2) 会議室等						(2) 会議室等					
区分	金額					区分	金額				
	午前	午後	夜間		午前		午後	夜間			
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで		午前9時から正午まで		午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで			
大会議室	円 34,400	円 45,900	円 34,400			大会議室	円 36,100	円 48,200	円 36,100		

201会議室	<u>2,680</u>	<u>3,570</u>	<u>2,680</u>
202会議室	<u>2,680</u>	<u>3,570</u>	<u>2,680</u>
203会議室	<u>4,980</u>	<u>6,620</u>	<u>4,980</u>
204会議室	<u>4,980</u>	<u>6,620</u>	<u>4,980</u>
205会議室	<u>3,440</u>	<u>4,590</u>	<u>3,440</u>
206会議室	<u>3,440</u>	<u>4,590</u>	<u>3,440</u>
207会議室	<u>7,260</u>	<u>9,680</u>	<u>7,260</u>
301会議室	<u>3,440</u>	<u>4,590</u>	<u>3,440</u>
302会議室	<u>3,440</u>	<u>4,590</u>	<u>3,440</u>
303会議室	<u>3,440</u>	<u>4,590</u>	<u>3,440</u>
304会議室	<u>3,440</u>	<u>4,590</u>	<u>3,440</u>
305会議室	<u>8,790</u>	<u>11,710</u>	<u>8,790</u>
特別会議室	<u>11,450</u>	<u>15,280</u>	<u>11,450</u>
応接室	<u>9,180</u>	<u>12,220</u>	<u>9,180</u>
和室	<u>2,680</u>	<u>3,570</u>	<u>2,680</u>
茶室	<u>3,060</u>	<u>4,070</u>	<u>3,060</u>

注1から注7まで 省略

2 省略

201会議室	<u>2,810</u>	<u>3,750</u>	<u>2,810</u>
202会議室	<u>2,810</u>	<u>3,750</u>	<u>2,810</u>
203会議室	<u>5,230</u>	<u>6,950</u>	<u>5,230</u>
204会議室	<u>5,230</u>	<u>6,950</u>	<u>5,230</u>
205会議室	<u>3,610</u>	<u>4,820</u>	<u>3,610</u>
206会議室	<u>3,610</u>	<u>4,820</u>	<u>3,610</u>
207会議室	<u>7,620</u>	<u>10,160</u>	<u>7,620</u>
301会議室	<u>3,610</u>	<u>4,820</u>	<u>3,610</u>
302会議室	<u>3,610</u>	<u>4,820</u>	<u>3,610</u>
303会議室	<u>3,610</u>	<u>4,820</u>	<u>3,610</u>
304会議室	<u>3,610</u>	<u>4,820</u>	<u>3,610</u>
305会議室	<u>9,230</u>	<u>12,300</u>	<u>9,230</u>
特別会議室	<u>12,020</u>	<u>16,040</u>	<u>12,020</u>
応接室	<u>9,640</u>	<u>12,830</u>	<u>9,640</u>
和室	<u>2,810</u>	<u>3,750</u>	<u>2,810</u>
茶室	<u>3,210</u>	<u>4,270</u>	<u>3,210</u>

注1から注7まで 省略

2 省略